

## 平成 28 年 第 4 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 28 年第 4 回水巻町議会定例会第 3 回継続会は、平成 28 年 12 月 14 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 大 辻 直 樹

主 任 ・ 原 口 浩 一

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長 補 佐	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**平成 28 年 12 月 定例会**  
**(第 4 回)**

第 3 回継続会

**本会議 会議録**

平成 28 年 12 月 14 日

水 卷 町 議 会

# 平成 28 年 第 4 回水巻町議会定例会 第 3 回継続会 会議録

平成 28 年 12 月 14 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 28 年第 4 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

## 日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行ないます。1 番、公明党。松野議員。

5 番（松野俊子）

5 番、松野です。公明党を代表して、一般質問をさせていただきます。

1. 「移住・定住促進政策の拡充」について。

本町は移住・定住促進の施策として、定住促進奨励金制度「みずまきに住んでみらんね！」で新築・中古住宅購入者に 10 万～30 万円を交付しています。

しかしながら、本町で生まれ育った若い世代が結婚し、町内のアパートに住んで、いざ家を建てるとなると、本町は面積も狭く、土地探しが困難で、空き家廃屋付きの土地を購入し、解体しなければならず、その費用負担が大きいという声があります。

また、新築ではなく中古住宅を購入し、リフォームして住みたいという方もいます。

そこでお尋ねします。

- (1) 定住促進奨励金制度の利用世帯数はどのくらいですか。想定と比べてどうですか。他の遠賀郡 3 町の利用世帯数がわかりますか。
- (2) 新築に係る空き家解体費用を一部補助する考えはありますか。
- (3) 中古住宅購入に係るリフォーム工事費を一部補助する考えはありますか。

2. 町立図書館の利用と役割について。

図書館は、その地域の知識の泉とも言われるので、誰にとっても身近な存在です。必要な資料を収集し、整理・保存して公開する。そして教養や生活を豊かにするということが大きな役割と言えると思います。今、図書館は地域の人たちの交流の場であったり、文化活動の場であったり、その機能はますます多様化しています。自治体によっては、街の再開発計画の中心施設になっているところもあります。

水巻町の図書館は、町民にとってシンボリックな存在となっています。様々なイベントや行事が開催されていますが、町民の皆さんのさらなる利用率アップを考えて、将来どういう機能を持った図書館にしていきたいのか、10 年先、20 年先を見据えた議論が必要と考えます。そこでお尋ねします。

- (1) 来館者は 1 日平均 668 名、夏季は月 2 万人を超えていますが、駐車場の対策はどうなっ

ていますか。

(2) 建設後 16 年が経過し、利用者のニーズも多様化しています。開館時間の拡大を希望する声もありますが、どうお考えですか。

(3) 子どもたちに読書の習慣を身に付けてもらうための取り組みとして、「読書通帳」を導入してはどうですか。

(4) 今後、町としてどのような図書館にしていくお考えですか。

### 3. 「企業版ふるさと納税」について。

地域活性化を目的とする自治体の事業に寄付した企業が税控除を受けられる「企業版ふるさと納税」（地方創生応援税制）は、企業の積極的な参画が地方創生の鍵になると考えます。

これは、国が認定した事業が対象で、8月に続く先月 25 日の追加決定で、その数は全国 157 に上っています。

認定された事業は、観光や産業の振興など地域の特色を反映させたものが多く、また、企業が受けるメリットとして、最大で寄付額の約 6 割が法人関係税から差し引かれます。これは、従来の寄付金控除の 2 倍にあたり、節税効果は高く、「地方創生に熱心な企業」というイメージアップ効果も大きい一方、自治体にとっては、いかに多くの企業から寄付を集められるか、自治体の戦略的な取り組みが必要と考えます。そこでお尋ねいたします。

(1) 企業から多くの寄付を集めるには、情報発信力の強化が不可欠と考えますが、「企業版ふるさと納税」について、何かお考えがありましたら教えてください。

(2) 企業に自治体の事業を売り込むためには、担当部署等の明確化が必要と考えますが、町として何かお考えがありましたら教えてください。

### 4. 水巻町の「防災・減災」の取り組みについて。

壊れてからでは遅い、老朽化した道路や橋といったインフラ（社会基盤）の事故は、町民の日常生活に大きな影響を及ぼすことが考えられます。事故が起こらないようにインフラの維持管理・更新は、非常に重要な課題です。

国土交通省は、11 月 28 日に全国の企業や大学、地方自治体などの産学官で構成する「インフラメンテナンス国民会議」を立ち上げました。目的は、メンテナンス産業の活性化と、技術やノウハウを総動員した自治体支援の展開で、「防災・減災ニューディール」の理念を反映した取り組みです。そこでお尋ねします。

(1) 水巻町は、インフラメンテナンス国民会議の正会員となる予定はありますか。

(2) インフラの維持管理・更新を支える建設業等のメンテナンス産業や地域の担い手の確保等、町全体として課題に取り組むお考えはありますか。

(3) 「町民参画」の視点も国民会議の柱の 1 つで、町民が発見したインフラの異常を、スマートフォンなどで町に報告してもらう取り組み等を検討するお考えはありますか。

以上です。よろしくお願いたします。

**議 長（白石雄二）**

町長。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、「移住・定住促進政策の拡充」について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、今年3月から開始された定住促進奨励金制度の利用世帯数について、のお尋ねですが、本町では、新たに住宅を取得し、町内に移住・定住する世帯を支援するため、一般世帯に10万円、子育て世帯に20万円、3世代家族世帯に30万円の定住促進奨励金をそれぞれ交付しています。

本年11月末現在の制度の利用世帯数は、一般世帯が9件、子育て世帯が39件、3世代家族世帯が2件となっております。当初予算では、一般世帯25件、子育て世帯70件、3世代家族世帯5件と見込んでおりましたので、若干、想定を下回る状況でございます。

他の遠賀郡3町の状況についてですが、まず、遠賀郡3町の制度の内容としましては、基本的には固定資産税相当額を3年間交付するという制度になっております。また、芦屋町においては戸建住宅に限定しており、マンション購入の方に対しては適用されておられません。

昨年度の申請件数については、芦屋町は46件、岡垣町は81件となっておりますが、先ほど説明いたしましたように、制度の内容が町により相違しておりますので、利用状況の件数について一概に比較はできないものと考えます。

また、遠賀町につきましては、平成28年4月1日以降の住宅の取得が対象となっておりますので、固定資産税の課税事務上、平成29年度が当初申請となりますので、今のところ実績はございません。

次に2点目の、新築に係る空き家解体費用の一部補助についてのお尋ねと、3点目の中古住宅購入に係るリフォーム工事費の一部補助について、のお尋ねについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

福岡県の市町村全体では、解体費用とリフォーム工事費への補助制度はあまり普及していませんが、近隣の岡垣町と中間市ではこれらの補助制度を開始しております。

平成27年度の実績についてですが、岡垣町では解体費用への補助が2件、リフォーム工事費への補助が13件、中間市ではリフォーム工事費への補助の申請は0件で、また、解体費用への補助については平成28年度の利用開始となっておりますが、今のところ申請は無いとの回答でした。

また、芦屋町では、解体費用と合わせて新築住宅の建築費用を支給する「中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度」を平成26年度に開始しておりますが、実績としましては、平成26年度、平成27年度ともに1件となっております。

これらの制度は定住促進奨励金と比較しますと利用者が少なく、試行錯誤の段階であるようにも見受けられます。本町におきましては、新築住宅建築に係る解体工事補助金制度につきましては、「水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組事業にもあげておりましたので、平成29年度導入に向けて、現在、実施内容を検討している段階です。

また、中古住宅購入に係るリフォーム工事費の一部補助については、現時点で導入する予定はありませんが、制度の研究や実施団体の事例情報収集などについて、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。この他にも定住促進を図る制度は、各自治体の独自の政策として実施されておりますが、どのような制度を活用すれば本町に最も効果があるのかを、今後とも研

究してまいります。

次の、町立図書館の利用と役割について、のご質問は、後ほど教育長に答弁していただきます。

次に、「企業版ふるさと納税」について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、企業から多くの寄付を集めるためには情報発信力の強化が不可欠と考えますが、「企業版ふるさと納税」について何かお考えがありましたら教えてください、とのお尋ねですが、企業版ふるさと納税とは、企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度のことです。正式な名称は「地方創生応援税制」と言い、自治体の実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に企業が寄付をすると、寄付額の約3割が税額控除される仕組みです。地方創生、人口減少克服といった国家的課題に対応するため、地方公共団体が行なう一定の地方創生事業に対して企業が寄付を行なうことにより、地域創生を活性化する狙いがあり、平成28年度に開始されました。

これまでも企業の自治体への寄付は、損金算入という形で寄付額の約3割に相当する額の税負担が軽減されていましたが、企業版ふるさと納税の登場によって、新たに寄付額の3割が控除され、合わせて税負担の軽減効果が2倍の約6割となったことがポイントです。例えば、企業が1千万円の寄付をすると、実質的な負担額は約400万円です。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業へ寄付を行なうことの代償として、経済的な利益を受け取ることが禁止されていることや、自社の本社が所在する自治体への寄付、地方交付税の不交付自治体などの財政力の高い自治体への寄付が本制度の対象外になるなど、条件もありますが、寄付額の下限が10万円からとなっており、企業側から見て利用しやすい制度となっています。

これにより、企業にとりましても税制優遇のみならず、創業地など、企業にとってゆかりのある自治体を応援することができ、社会貢献に積極的な会社として企業のイメージアップにも繋がるなど、メリットもあります。

しかしながら、自治体が企業からの寄付を募るためには、町の活性化に繋がる事業を記載した地域再生計画を策定して、国の認定を受ける必要があります。

現在、本町は、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金の活用を前提とした、地域再生計画の策定に取り組み始めたところです。

今後はこの制度を踏まえ、「水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の中から、民間企業が応援したいと思えるような取り組みを精査し、民間企業と協力しながら地方創生の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目の、企業に自治体の事業を売り込むためには、担当部署等の明確化が必要と考えますが、町として何かお考えがありましたら教えてください、とのお尋ねですが、まずはこの制度を進めていくにあたり、「水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の中から、町の活性化に繋がる事業を精査し、地域再生計画を策定しなければなりません。

企画財政課を中心に、その取り組みの主管課をはじめ、関係各課による横断的な検討チームを立ち上げ、町にとりましても、企業にとりましても、魅力のある事業を効率的に進めていくことが望ましいと考えています。

次に、水巻町の「防災・減災」の取り組みについて、のご質問にお答えします。

まず1点目の、インフラメンテナンス国民会議の正会員となる予定はありますか、とのお尋ねですが、インフラメンテナンス国民会議は、平成28年11月28日に設立され、「インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産官学民が一体となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、インフラメンテナンスの理念の普及、課題の解決及びイノベーションの推進を図り、活力ある社会の維持に寄与すること」を目的としている会議です。

この会議には、道路や道路付属物も含まれると思われませんが、トンネルや港湾岸壁など、様々な基盤施設が含まれており、国土交通省に確認したところ、設立時の会員は、九州管内では大分県のみということでした。従いまして、インフラメンテナンス国民会議の参加につきましては、福岡県や近隣自治体の動向を見ながら、今後の検討課題といたします。

次に2点目の、インフラの維持管理・更新を支える建設業等のメンテナンス産業や地域の担い手の確保等、町全体として課題に取り組むお考えはありますか、とのお尋ねですが、本町におきましても、現在、国の指導のもと、道路や道路付属物・橋梁などの老朽化対策を進めており、福岡県主催の道路メンテナンス会議を通して産官学の情報共有を行なっています。

また、担当者レベルにおきましても様々な研修に参加し、新技術を学び、個々の能力向上を図っているところです。維持管理・更新を支える建設業等のメンテナンス産業や、地域の担い手の確保等につきましては、町単独で行なうことは困難であるため、北九州市を中心とした連携中枢都市圏構想や、県域などでの広域的な取り組みが必要であると考えています。

最後に3点目の、「町民参画」の視点も国民会議の柱の1つで、町民が発見したインフラの異常をスマートフォンなどで町に報告してもらい取り組み等を検討するお考えはありますか、とのお尋ねですが、インフラの異常等があった場合、各区の区長や住民の皆さまからご連絡をいただいたり、また、本町ホームページのご意見・ご質問の入力フォームから、パソコンやスマートフォンを通して町民の方から情報をいただいているところです。

今後は、ホームページからの投稿の状況を見ながら、必要があれば、より利用していただけるような方法を検討してまいりたいと考えています。以上です。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

町立図書館の利用と役割について、のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、来館者は1日平均668名、夏季は月2万人を超えていますが、駐車場対策はどうなっていますか、とのお尋ねですが、本町の図書館は平成12年9月に開館いたしましたが、駐車スペースにつきましては、取得用地の関係から、設計の段階においては、正面玄関前の南側に45台、北側に職員駐車場を兼ねた14台、合わせて59台分しか確保できませんでした。

当初設計後、図書館の規模、また、見込まれる来館者数を考慮した場合、最低でも80台分の駐車スペースの確保が必要と思われたため、急遽、図書館への進入道路の車道を片側50センチずつ縮め、2メートルの路側帯を作り、約20台分の駐車スペースを確保いたしました。また、

北側通路を駐車スペースに使用、さらに多賀山自然公園の駐車場約 20 台分を補助的に使用することで、約 95 台分の駐車スペースを確保し、開館に至っております。

それでも土曜・日曜などの休日、夏季休暇期間中においては、1 日約 1 千人前後の来館があることから、駐車場出入り口付近は大変混雑します。そのため、それら混雑期には警備員を 1 名または 2 名配置し、駐車場への誘導を適切に行なっています。

また、来館者が多く見込まれるイベント等を実施する際は、職員に対して駐車場の利用を制限するなどの措置も行なっており、来館者への配慮に努めています。

次に 2 点目の、建設後 16 年が経過し、利用者のニーズも多様化しています。開館時間の拡大を希望する声もありますが、どうお考えですか、とのお尋ねですが、まずは現在の開館時間である、午前 10 時から午後 6 時に変更した経緯をご説明いたします。

開館当初、開館時間を通常は午前 10 時から午後 7 時、7 月 1 日から 8 月 31 日の夏季期間は午前 10 時から午後 8 時までとしていました。

しかし、午後 6 時以降の利用者が少ないことや、図書館の立地上、来館した子どもたちに対する防犯上の懸念があったため、平成 20 年 10 月 3 日付けで水巻町図書館協議会に諮問し、実態調査等も含めた検討を行ないました。

この中で、利用者の 91 パーセントが、17 時までが利用しやすい時間帯であると答えたアンケート結果、また、午後 6 時以降の貸出冊数及び、貸出人数が年々減少傾向にあるとの実態調査の結果を踏まえた上で、条例改正等の所要の手続きを行ない、平成 21 年 10 月 1 日から現在の午前 10 時から午後 6 時までの開館といたしました。

ご質問の、利用者のニーズを把握した開館時間の拡大についてですが、まずは、近隣図書館の開館時間の状況からご説明いたします。

北九州市や中間市、遠賀町は、午後 7 時までとしており、芦屋町と岡垣町は、水巻町と同様の午後 6 時までとしています。午後 7 時までの開館としている市町は、図書館の運営を民間事業者等に委託する指定管理者制度を導入しており、午後 6 時までの開館としている岡垣町以外の水巻町と芦屋町は、直営で図書館を運営しています。

開館時間を延長することになると、それに伴う人員確保が必要となりますが、有能な司書の人材確保に苦慮している現状では困難と考えます。

また、図書館に通う子どもたちの防犯上の措置も講じる必要があります。このことから、今後、利用実態を適宜に把握しながら、図書館運営の在り方を含め、検討を進めてまいります。

次に 3 点目の、子どもたちに読書の習慣を身に付けてもらうための取り組みとして、「読書通帳」を導入してはどうか、とのお尋ねですが、読書通帳は平成 22 年 4 月に下関市立中央図書館で導入されて以来、萩市などのいくつかの公共図書館及び学校で導入されています。

その運用方法ですが、図書館システムと連動した読書通帳記載機による自動記載方式と、自分で読んだ本の書名等を通帳に書き込む方式の 2 種類があります。

すでに自動記載方式による読書通帳を導入している下関市と萩市に問い合わせたところ、読書通帳記載機の導入については、機器の購入及び既存システムの改修等で、1 台につき 500 万円ほどの費用がかかるとのことでした。

また、読書通帳の導入が利用者確保に繋がっているかどうか検証できていないことで、全国

的にも動きはそれほど広がっておりません。本町においては、えぶり小学校で今年度より児童本人による書き込み方式の読書通帳を取り入れて、児童の読書活動の奨励に努めており、すでに学校において優良表彰を受けた児童がいるとの報告を受けています。

また、本町が推進している「家読」の取り組みについても、保護者と児童に「家読」の感想を記入させる家読カードを活用するなど、「水巻町子ども読書活動推進計画」に基づいた取り組みを、各学校が主体的に行なっております。

図書館においても、学校や保育所などに対して、子どもたちに本への関心を深めるための有効な手段である、読み聞かせやブックトークの実施、また、配本サービスや学校図書室の環境整備、推奨本リストの配布など、様々な形で支援を行なっており、今後も子どもたちの読書習慣形成に向けた様々な施策を講じてまいります。

図書館における読書通帳の導入は、各学校の取り組み状況、または先進地の実態及び費用対効果を調査した上で、代替施策も視野に入れながら検討してまいります。

最後に4点目の、今後、町としてどのような図書館にしていくお考えですか、とのお尋ねですが、本来、公共図書館は地域住民の「知の拠点」、「課題解決支援の拠点」と位置づけられており、ご指摘のように、今後ますます役割が大きくなると考えられます。

図書館といたしましては、常に町民の皆さまの声に耳を傾け、町民の皆さまが欲している知識や情報などを、関係機関や関係課と連携を取りながら図書資料等という形で収集し、提供することに継続して努めてまいります。

また、本町にとって、人こそが大切な財産であり、子どもたちを含めた人を育てる教育力の向上こそが町の創生・活性化に繋がると考えます。そのためにも、人づくりに繋がる読書活動を推進することは極めて重要なものであると言えます。

教育委員会といたしましては、図書館を拠点として、学校などの子どもの発達段階を担う機関と連携を深めながら、子どもの読書活動を推進することで、水巻町の明日を担う子どもたちを育成し、「読書の町、水巻」を目指した環境づくりを進めてまいります。以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。松野議員。

## 5 番（松野俊子）

5番、松野です。移住・定住促進政策の拡充について、再質問をいたします。制度に多少相違があるとはいえ、この定住奨励金制度の利用者が、遠賀郡の3町と比較した数値が、本町では11月現在で50世帯、岡垣町が81世帯、芦屋町が46世帯という数字を答弁いただきましたが、単純に人口比から見ると、やや本町は少ないのではないかという感じがいたしますが、町といたしましては、この数字の結果をどのように分析されていますか。お聞きいたします。

## 議 長（白石雄二）

町長。いや、課長。

## 管財課長（原田和明）

ご質問にお答えいたします。町長答弁にありますように、芦屋町が46件、岡垣町が81件ということでございます。これは前年度です。1年間分の実績でございます。

答弁した水巻町の実績は11月末としておりますので、残り12月、1月、2月、3月、年度で言えばですね。4か月分がまだ実績がございませんので、一概に岡垣町と比較して、現在51件ですけれども、その4か月分を入れればそんなに遜色はないのじゃないかなという実績になるかと思えます。

それと、制度上の問題ですけれども、水巻町は一般世帯10万円、子育て世帯が20万円、3世代同居世帯が30万円。他町の場合は固定資産税の3年間分ということでございます。ちょっと税務課に、今朝調べたら、新築後3年は家屋の軽減措置がありますので、概ね翌年度、固定資産税がどのくらいになるかというふうなことですけれども、7～8万円だろうと。通常の家屋ですね。よっぽど大きな家屋であれば当然それを上回るわけですけど、通常、現在販売されておる家屋であれば、3年間は新築軽減ありますので、1年間7～8万円と。

そうすると、3年間分ですから20万円ちょっとということで、金額的には水巻町の子育て世帯であれば20万円、3世代が30万円ということからすれば、制度上はそんなに見劣りしないのかなというふうなことで考えております。以上です。

## 議 長（白石雄二）

松野議員。

## 5 番（松野俊子）

私も、この水巻町の定住奨励金制度というのは、他の町村のように、固定資産税を毎年その分を還元するという形よりも分かりやすいし、非常にいい、取っつきやすい制度と思っております。それだけに、数値的な面はまだ数か月残っておりますが、どうなのかなということで注目をしております。

昨年、本町が水巻町の空き家の現地調査をされたということで、本年の6月議会で、公明党の一般質問の中で、本町の空き家の状況を質問いたしております。本町の空き家の数は、概ね200件程度ではないかという報告をいただいております。

その調査をした際に、所有者に対してアンケート調査もしておられるということで、そのアンケート調査の中でも、その持ち主の、所有者の方が空き家を含めた土地を売りたいとか、またはその空き家を貸したいというような回答が複数あったという報告を、6月議会で答弁いただいております。

この移住定住促進政策っていうものの拡充っていうことから考えたときに、2番目の質問で、新築住宅建築に係る解体工事補助金制度の導入をされてはどうかという質問をいたしたところ、平成29年度を目指して導入する予定であるということをお聞きしておりますが、ここで質問なんですけど、せっかくその空き家の所有者の方の状況とか、連絡方法等は昨年から分かったわけでございますので、この新しい解体補助金制度が導入されるということなどを周知したりとか、また、それを聞いた所有者の方が新たに売りたいとか、もっと深く知りたいとかいった、新た

な情報を集めたりだとか、また、当然所有者の方もいろいろ相談をしたいとかいった、そういう相談を受ける窓口といったようなものの、平成29年度に向けた体制作りはどうしても必要と思われるのですが、その辺のところはどうなっているのでしょうかという質問が1つと、仮に、その集まった情報は、今度はその買いたいとか借りたいとかいう、そういう買い手とか借り手の方にはどのようにその情報が届けられるのかっていうのを、まだいろいろ今からだと思うんですが、そういったことも含めて回答いただきたいと思います。

#### 議 長（白石雄二）

課長。

#### 企画財政課長（篠村 潔）

松野議員のご質問にお答えいたします。今度の解体補助等含めて、今、空き家の利用されている方の相談体制とか、その辺の体制整備をどうするのかという、まず質問についてでございますけれども、現時点で、昨年度、空き家の実態調査をしまして、その中のアンケートの回答、先ほどもちょっとご質問の中にもありましたけど、その中の何らかの回答していただいた方の7割の方が、一応その売却なり賃貸を考えているということでございます。

そういうことで、前回の回答の中でも、福岡県宅地建物取引業協会の北九州支部と一応連携を取りながら、今後進めていきたいという回答をさせていただいているところでございますが、まだ協会等につきましては、今年度から新設いたしました定住促進奨励金、これについて会員の方にチラシ等を周知してもらうような形の、ちょっと話はしているんですけども、まだ空き家の今後の活用について、具体的な協議はまだちょっと至っていないというような状況でございます。

ご質問のように、当然、新たな制度ができましたら、活用意向を持たれている方には周知をしていかなければいけないと思っていますので、当然連絡先とかも、私ども把握してますので、そちらの方にはご連絡を、そういう制度ができましたら、していきたいと思っておりますし、活用については、この宅建協会ですかね。こちらの協会と協力していきたいと思っておりますが、当然こちらの方に情報提供をしていいのかどうかというのも、当然、利用者の方との確認を取る必要がございますので、その辺との確認をできるだけ早めにしていきながら、あと協会も含めた相談体制を取れるような形に準備を進めていきたいというふうに考えております。

#### 議 長（白石雄二）

松野議員。

#### 5番（松野俊子）

いろいろ今からだと思うんですけど、やはり水巻町に残った土地というのが面積も狭いということで、他の町よりも一層、今ある、家が建っている住宅地の、塩漬け状態ではなくって、こう動かしていくということが非常に大切じゃないかと思っております。そこのところをしっかりとっていただきたいと思っております。

あともう1つ、情報発信という点から見まして、やはり今、そういう土地とか家とかを探すときには町のホームページを見られると思うんですよ。そのホームページを見て、その関連のところをこうクリックして、そしてずっと見ていかれると思うんですけども、本町のホームページも、「みずまきに住んでみらんね！」という面白いタイトルでしてあるんですけども、まだまだ必要な申請書類とか、そういう要綱的な感じの、まだホームページにこの定住促進の部分に関しては、なっているようでございます。

こういった点も、岡垣町とか芦屋町とか遠賀町に、こういういろいろ見ながら、そういった情報発信の部分で魅力的なものになっていただくことを要望いたしまして、この定住促進政策の拡充についての質問は終わらせていただきます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

4番、水ノ江です。私は町立図書館の利用と役割について、再質問させていただきます。

まず第1点目、答弁書でもありますけれども、土曜日曜、特に夏季休暇期間は、1日約1千人という方がこの図書館に来られるということで、駐車場の数としては約95台分の駐車場のスペースがあるということでありました。先日、私も図書館に行って確認をいたしました。

この図書館を利用する方ですけれども、登録者が平成21年度と平成27年度をちょっと比較いたしますけれども、町内は、平成21年度は1万8千625人でありましたけれども、平成27年度には1万7千669人ということで、約1千人減っております。

同時に町外の方、これが平成21年度は1万9千715人、それから平成27年度ですけれども、これは2万7千954人と、大幅に町外の方がどんどん伸びている状況にあるということで、福祉バスも当然、図書館には行っておりますけれども、福祉課にちょっとお聞きしますと、利用者の方は、1日平均、西回り東回りありますけれども、1.1人という状況であります。単純に1.1人×2倍の開館時間をしますと、1年間に700人ぐらいの利用状況であります。

他に、徒歩とか自転車で来られる方がおられますけれども、結果的にはやっぱり車の利用者がほとんどであるという状況でありますよね。そうするんであれば、この1日1千人来られる中で、この95台という駐車スペースが、果たしてこれで十分なのかというところで疑問があります。これ以上、駐車場が取れないのかどうか、回答をお願いします。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**図書館・歴史資料館長（古川弘之）**

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。まず駐車場の確保につきましては、答弁書にもありましたように、これ以上の確保はちょっと難しいということです。ただ、1日1千人来館者数がある場合もありますけれども、この場合も常時、車が停まっているわけではなくて、当然、1

時間で帰られる方もいれば、1日ずっと滞在される方もおられます。ですから、そういった入れ替わりもございますので、そういった混雑によって、ひどく混雑によって、利用者が困ったと、大変迷惑しているというふうな苦情は、さほどこちらには届いておりません。

ですから、そういったときには警備員を1名ないし2名配置しまして、適宜空いているスペースに誘導するなど、そういった措置を今後、利用者の迷惑にならないような形で今後も続けてまいりたいと思います。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

将来にわたって、この駐車場、まあ推移はよく分かりませんが、当然、どんどん数として増えていく予想がされますけれども、今の駐車場を、50台ぐらいあるところを立体駐車場とか、そういう形にするような、将来的に考えはございませんか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**図書館・歴史資料館長（古川弘之）**

今のところ、そのような考えは、こちらは検討しておりませんが、今後、その辺の状況を確認しながら、適宜に検討してまいりたいと思いますが、現在のところ、財政上の問題とか、そういったことを加味しましたところ、立体駐車場の設置とかいうのはちょっと難しいかと思われます。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

じゃあ2点目の、開館時間のことを質問いたしますが、私もいろいろ調べて、答弁書のとおり北九州市、遠賀町は午後7時まで開館されております。平成21年10月に、この10時から18時までに時間が決まったということでもありますけれども、今、この7年間経った中で、やっぱり皆さん、町民の方、特に自分たちもそうでもありますけれども、いろんなニーズが高まっております。各々、生活のスタイルも変化しているだろうと思います。そういう中で、やっぱりこの町民に対して、サービスの向上のためには少しでも開館時間を広げてあげることが大切ではないかなというふうに思われます。

答弁書にもありますけれども、司書の人材確保が難しいということで答弁がありますけれども、仮に今、水巻町の庁舎は1週間のうち木曜日が19時まで夜間開庁ということで、市民サービスに対して、そういう多分、要望もあるでしょうし、市民のことを考えての、やっぱりそういう

ことであるかと思えますけれども、なかなか18時以降が難しいという回答でありますけれども、この中で、1週間のうち、仮に日曜日であったとしても、それが18時から19時まで延びたということであれば、当然、八幡西区とか、遠くのところから来られる方も、18時でここが閉まれば、なかなか利用できないという状況もあるだろうと思えます。

その中で、水巻町の方も、夏場であれば18時は早いよねという印象はありませんでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**図書館・歴史資料館長（古川弘之）**

議員の再質問にお答えします。確かに議員おっしゃるように、開館時間については、よくどうか、こちらのほうにも声が、利用者の方からももう少し延ばしてほしいというふうな声も、ちらほら聞かれる場合もあります。

あと、現状の図書館の状況を見ますと、まだ詳しいデータを取ったわけじゃございませんけれども、18時以降の来館、利用が極端に減ってくるというふうな現状もあります。

ただ、議員おっしゃるように、そういった利用者の声、町民の皆さんの声、これをやはり適宜に把握することも必要かと思われますので、答弁書にありましたように、今後も運営のあり方も含めた形で、そういった利用者のために最良になる方法、それを考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

私の希望としては、18時が19時という要望もありますけれども、10時を30分ぐらい早めて9時半ということも、一緒の中で検討を、もし入れていただければ、朝30分延び、夜30分延びて1時間拡大されるという、そういうところも加味していただいて、検討をぜひやっていただきたいなあというふうに思っております。

3点目にいきます。読書通帳の件を再質問でお伺いいたします。答弁書に書かれているとおり、平成22年4月、下関市の中央図書館が導入されて以来ということが進んでおりますけれども、すでに6年が経過しております。

その中で、いろんな公共の図書館が、この読書通帳を導入しております。近いところであれば、東京都稲城市、それから香川県の東かがわ市、それから山形県米沢市、それから高知県越知町、それから埼玉県春日部市と、全国的に広がっております。

こういう読書通帳というのは、答弁書の中に1台500万円ほど費用がかかるということで書かれておりますけれども、私もちょっといろいろ調べておきました。その中で、メーカー自体もそういう金額が高いということで、メーカー自体も研究して、低価格なコンパクトモデルの、図書館の既存のカウンターに置けるような、そういうものを開発しております。

これも同じように、銀行の通帳と同様な形で、本の題名や貸し出し履歴がきっちり写るような形で、自分自身がそういう子どもたちも自分の通帳、今の銀行の通帳と同じような形でありますが、そういうものを見てから、これは何月何日に見たなあとかいう、また自分で振り返りもできるわけです。

この低価格の機械に関しては、販売価格として85万円ということで、最低ですね、出ております。こういう中では、やっぱり先ほど答弁であった500万円の価格、これはある意味、システムとか連動とか、サーバーに関しては含まれておりませんが、機器として、こういう安い、85万円でありますので安いとは言えませんが、そういう子どもたちが図書に親しみできるような、こういう機械であります読書通帳でありますので、こういう中では、こういうものを金額だけではなく、安いものがあるのであれば、そういうものをしっかり検討していただきたいなあというふうに思っております。

システムとして自動記載と自分で書くようなタイプもありますけれども、お薬手帳タイプというのが、自主的に私も調べましたが3タイプあるということでありました。貸し出し記録が印字されたシールとかを貼るような、そういうタイプもあるということで、方法として、今、答弁に書かれております、えぶり小学校で導入されてやってるということでもありますけれども、やはり自分の、子どもたちにとって自分の通帳というか、物が手元があれば、また、気分的にも違うかなあというふうに思いますけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**図書館・歴史資料館長（古川弘之）**

再質問にお答えします。確かに金額が500万円というのは、これは下関市、萩市に確認した金額でございます。これサーバーの接続とか、そういったすべて網羅した費用が500万円ということで、答弁書に書かせていただいています。

今、県内の状況を見ますと、読書通帳を導入しているところは、検討している館も2、3ありますけれども、県内は未だ、平成28年3月末時点では無いような状況でございます。

ただ、この読書通帳というのは、私もいろいろインターネットで調べたんですけども、公共図書館でやるよりも、むしろ学校とか、そういった範囲の狭いところでやったほうが、効果が上がるというふうな声が上がっています。

ですから、こちらとしても今、えぶり小学校がそれを導入してやっておりますけれども、学校にそういった事例を紹介するなどして、そういった読書活動の方法もありますよというふうな形で紹介させていただきまして、まず学校から、そういった形で進めて行って、その状況を見ながら、また、全国の自治体の取り組み状況とか、その辺を見ながら今後、検討させていただきたいと思っております。まず学校からということで、私は考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

水巻の広報の中でも、私、来たときに、タイミングよくではありませんけれども、読書活動推進計画がちょうど発表されました。その中で子ども基本方針が3点掲げられておりますけれども、町として、今後の回答もございましたが、やっぱり人こそが大切な財産であるということと言われております。特に「読書の町、水巻」を目指すということであります以上、答弁書に書いてありますけれども、学校とか保育所の連携と、密接にバックアップしていくようなことであるかと思っておりますけれども、答弁書の中に配本サービスとか学校図書環境整備、推奨本リストと、こういう形はどれぐらいの感覚でサービスとかをされているのか、その点をお聞かせくださいますか。

#### 議 長（白石雄二）

課長。

#### 図書館・歴史資料館長（古川弘之）

まず、配本サービスにつきましては、町内に第2保育所があるんですが、これは月1回、配本をさせていただいております。それと、毎月なんですけれども、今、町内の全小学校に対して、学級文庫用の配本サービスを今年4月から始めました。各クラス40冊の本を、全部で2千冊の本を、職員が各学校を回りまして、配本を行なっているところでございます。こちらはすごく好評を得ておりまして、朝の読書に活用していただいているというふうな報告を受けております。

それとあともう1点、推奨本リストですが、こちら今、本町が推進しています「家読（うちどく）」というのがありますけれども、これは、「家読」というのは、家庭で一緒に家族で本を読んで、その後、読んだ本についていろいろ語り合う、家族のコミュニケーションを形成する、あるいは家庭での読書活動を推進するというふうな目的で考えられた運動ですけれども、この「家読」にお勧めの本のリストを、今年4月1日付けで町内の全小中学校に、全生徒、児童に行き届くように、こちらのリストを配っております。

それ以外にも夏休みの前とか冬休みの前につきましては、それぞれ図書館が推奨する本のリストを配りまして、少しでも子どもたちが本と触れ合う環境づくり、そういったものを目指して、今、取り組みを行なっているところでございます。以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

#### 4 番（水ノ江晴敏）

将来の図書館に向けて、今、岡垣町とか他のところは指定管理者制度を導入しておりますけれども、水巻町として、今後そういう形に移行するのか、完全に民間に委譲するのか。その辺のところは、ちょっと町長にお伺いしたいと思いますけど、よろしいですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今後の水巻の財政状況も含めて、指定管理者の導入ですね。これも視野に入れて検討していきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

6 番（久保田賢治）

6 番、久保田です。私からは、「企業版ふるさと納税」及び水巻町の「防災・減災」の取り組みについて、まず「企業版ふるさと納税」について、再質問を 3 点させていただきます。

1 点目、現在本町は、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金の活用を前提とした、地域再生計画の策定に取り組み始めたとのことですが、この計画について、よろしければもう少し詳しく説明をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

企画財政課長（篠村 潔）

久保田議員の再質問にお答えいたします。まず、地域再生計画の中身とか取り組みの関係のことですが、これも国の地方創生推進交付金、これとか地方創生拠点整備交付金、それに、今回質問にありました、地方創生の応援税制を活用するために必要な、地域再生計画というものがございしますが、これは、町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これに基づきます地域活性化の具体的な取り組み事業において、これを進めるための計画になります。そうなりますので、交付金を活用する事業ごとに、個別に作成するように考えています。

具体的には 3 月議会に補正予算で計上させていただく予定になっておりますが、1 件、水巻町では国の地方創生拠点整備交付金、これを活用いたしまして、今年度実施いたしました地方創生加速化交付金の対象事業、これをさらに推進していくための事業を、これを実施する計画としておりますので、これに向けて、今、地域再生計画は、作成を進めている段階でございます。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

## 6 番（久保田賢治）

ありがとうございます。次、2点目です。水巻町の活性化に繋がる事業を、企画財政課を中心に関係各課による横断的な検討チームを立ち上げ、魅力ある事業を効率的に進めていくには、どの時点で検討チームを立ち上げようとお考えでしょうか。質問いたします。

## 議 長（白石雄二）

課長。

## 企画財政課長（篠村 潔）

ご質問にお答えいたします。先ほど申しましたように、国の地方創生拠点整備交付金を活用した事業を今年度、実施する予定にしておりますので、その実施する事業に関係する関係部署の係長を中心とした、関係会議を現在開催しております、その中で実施に向けた課題の整理とか、後は実施方法等の検討を、今、進めているところでございます。

今後も、それぞれの交付金ごとに、この地域再生計画を作っていかなければなりませんので、その都度、できるだけ早めに関係部署の検討チームを立ち上げていきたいというふうに考えております。

## 議 長（白石雄二）

久保田議員。

## 6 番（久保田賢治）

3点目です。地方経済の起爆剤の1つが観光戦略の推進と考えております。例えば、例えばですけれども、水巻町の自然、歴史、文化といった魅力をブランド化し、それをテーマや物語で1つに結んで、観光ルートの形成計画に地方創生推進交付金などの活用は可能でしょうか。よろしく申し上げます。

## 議 長（白石雄二）

課長。

## 企画財政課長（篠村 潔）

ご質問にお答えいたします。交付金の対象事業の要件であります先駆性であったりとか、官民共同とか、こういう条件をクリアできれば、地方創生推進交付金の活用は可能であると考えています。

実際のところ、今年度、地方創生推進交付金を活用して実施いたします、連携中枢都市圏北九州都市圏域の「きりんの輝き推進事業」、このうち、町が関わっておりませんが、北九州市が中心となって進めている事業の中で、圏域内の魅力を発信する周遊ルートとか、産業遺産とかを回るツアー、こういうものの実施について、今、取り組みを進めているところでございます。

今後はこれらをきっかけといたしまして、北九州都市圏域の観光事業の取り組みを模索して

いくことになろうかと思えます。

議員もご存じのように、水巻町単独ではなかなか観光資源というのが難しい状況でございますので、この辺の広域的な取り組み事業をベースにいたしまして、もう少し小さい範囲の遠賀中間1市4町の取り組みであったりとか、水巻町単独事業の取り組みとかを、今から検討していく必要があると思えますけど、その際は、これらの推進交付金などのものを積極的に活用していきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

久保田議員。

**6 番（久保田賢治）**

ぜひともこの検討をよろしく願います。水巻町も人口減少、高齢化社会を迎えつつあります。人口減少を契機に、活力が低下することが懸念されます。このため、人口減少を食い止め、活力を維持するため、地方創生の実現に一緒に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、水巻町の「防災・減災」の取り組みについて、再質問を2点ほどさせていただきます。1点目ですが、県主催の道路メンテナンス会議を通して、産官学の情報共有を行なっているとのことですが、この会議の開催頻度は、年どのくらいですか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**建設課長（荒巻和徳）**

久保田議員の再質問にお答えします。まず、道路メンテナンス会議というものは、平成26年6月に設立した会議で、福岡県内の各道路管理者が相互に連絡調整を行なうことにより、適切な道路施設の保全を行ない、円滑な道路管理を促進し、その目的を達するために、道路施設の維持管理等に係る管理意識の浸透、情報共有に関する事、道路施設の点検、診断及び処置等の集約、調整、支援、道路施設の維持管理技術に関する事などを司っております。

開催頻度でございますが、全体会議を年に3、4回ほど行なっており、各自治体の点検実施に関する取り組みなどの報告や維持管理、技術等の情報共有を目指しているところでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

久保田議員。

**6 番（久保田賢治）**

ありがとうございます。2点目、本町のインフラの異常があった場合、パソコンやスマートフォンを通して、町民の方から情報をいただいているとのことですが、年どのくらいの情報が集まっているのでしょうか。ご質問いたします。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（荒巻和徳）

久保田議員の再質問にお答えします。まず、この内容でございますが、例えば側溝の蓋が破損しているので補修してくださいとか、転落防止の柵の設置をお願いしますなど、他にも、路上に草が伸びており見通しが悪いため、草を切ってほしいなど、これは、通常の電話の連絡で、住民の方から今年度は11月末現在で約100件、正確には95件の連絡がっております。

また、スマートフォンやパソコンなど、ウェブサイトでの意見、ご質問については、町全体では約150件。うち、建設課土木係への問い合わせは5件となっております。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

6番（久保田賢治）

一般質問及び再質問で、町としての防災・減災の取り組んでいる姿勢や考え方等をお答えいただきましたけども、今後も町民が安全に暮らせるよう、手綱を緩めることなく、インフラの維持管理、更新を進めていただきますようお願いいたしまして、私の再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（白石雄二）

いいですか。

5番（松野俊子）

今、3人の議員がいろいろ要望等しましたので、今後しっかり検討して、スピード感を持ってやっていただけたらと思います。公明党の一般質問を終了いたします。

議 長（白石雄二）

暫時、休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時22分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、近藤議員。

#### 14 番（近藤進也）

14 番、近藤です。只今から質問に入りますが、質問に入る前に今回の答弁書見まして、再質問ができないと判断しまして、冒頭での質問の趣旨を若干詳しく述べさせていただきます。

##### 1. 町長自宅の放火事件について。

去る 2013 年 5 月、当時、町会議員だった美浦氏の自宅が何者かによって放火されたとしてテレビ報道されました。皆さんがもし火災を発見したら、まずどうされますか。一番に 119 番か 110 番に連絡をするでしょう。ところが、夜中の 3 時ごろ――。

[ 「議長、これ、最初に読んでもらうごとしたらどうですか。」と発言する者あり。 ]

大きな物音を聞きつけた近所の方が美浦議員をたたき起こし、中に入って一緒に火を消して、夜明けに消防と警察に連絡をされたと聞いています。現場検証ではそこに証拠品になるものが少なく、油の臭いがただけというのは、あまりにも不自然な点が多かったというものです。

それよりも、なぜか現場の隣の方が、激しい物音や、ひと騒動があっていることすら、全く気付かなかったようで――。

#### 議 長（白石雄二）

近藤議員、通告書になるべく沿ってしゃべってください。

#### 14 番（近藤進也）

いや、議長は議会の代表で、寛容な裁量権が求められますので、ひとつそのへんは趣旨ということでご理解いただいて、質問に入りますのでよろしくお願いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

質問に入ってください。

#### 14 番（近藤進也）

現場検証では、そこに証拠品になるものが少なく、油の臭いがただけというのは、あまりにも不自然な点が多かったというものです。

それよりも、なぜか現場の隣の方が、激しい物音や、ひと騒動があっていることすら、全く気付かなかったようで、近所の方と言われるその方が、物音だけであなたの家に電話もしないで、どうして 100 メートル以上ある道のりを、一目散に駆けつけて来れたのか。そして誰かが 119 番に連絡するわけでもなく、2 人で消火作業を行ない、火災の程度はわずか 1 平方メートル程度の縁側が焼け、柱が 1 本程度焦げたというふうに聞いております。

ところで、このニュースを多くの方が見られたものと思います。私もちょうどテレビを見ておまして、録画しておりますので鮮明に覚えています。女性リポーターがインタビューを行なう中、暴力団らしき人物か、何者かが火炎瓶か何かを投げ込まれたと言いながら、そこには怯える様子など微塵もなく、堂々とインタビューに答えているあなたの姿があるではありません

んか。そこでは、なぜこのような目に遭ったかと思われるのかの問いに、あなたは、町長に立候補することを表明したことから、事件に遭ったようなことをほのめかしていたと記憶しています。それが本当なら、町長になろうとするものは命さえ脅かされるということは許されることではなく、町の将来そのものを脅かされる重大――。

**議 長（白石雄二）**

近藤議員、通告書に入ってください。

**14 番（近藤進也）**

質問に入っています。町の将来を脅かされる重大なことで、尋常ではありません。町民の方からも、その後どうなったのかと心配される声も、今だ聞こえてまいります。

そこで町長になられた以上、あなたはせめて議会や職員、そして地元の古賀区の皆さんに伝える義務があると思いますので、お尋ねするものです。

貴殿は被害届けは出されたのですか。放火の疑いについては、今現在も捜査は続けられているのかどうか、お尋ねします。

2. 町有地の売買及びその他、適切な管理についてお尋ねします。我が国の政府自民党の小泉政権で、大型店舗規制法が規制緩和策によって、数々の大型店舗の進出が行われました。

我が町の商店街が破壊されたことは、町づくりは人づくりと言われる所以を、まさに地域の人と人の繋がりを断ち切り、地域社会が冷め切ってしまうような世の中になってきております。

ラ・ムーもそうですが、ルミエール進出に伴い、当時の美浦町会議員の仲介があったと聞いております。

どうして、薬局を営む会社の私有地に隣接する町有地を、同じく隣地でわずかな私有地を持つ者の地権者に譲ったのか――。

**議 長（白石雄二）**

近藤議員、事実がはっきりしていないようなことは言わないでください。

**14 番（近藤進也）**

いやいや、質問に入ってますよ。

**議 長（白石雄二）**

いや質問やない、その前がね――。

**14 番（近藤進也）**

いや、趣旨説明ですから。それは許されるんです。そういうことで制約を加えるのは、町長に何の権限もありませんので、町長のほうを聞かないでください。ここは議場です。議会を取り仕切るあなたの、最高の権力者ですから。あなたが采配を振っていただければ結構です。

## 議長（白石雄二）

だから、はっきりしないようなことは言わないでください。

## 14 番（近藤進也）

寛容なご配慮をお願いしますと。議長ですから。お願いします。

同じく隣地でわずかな私有地を持つ、他の地権者に譲ったのか。その代金をルミエール店舗進出に伴い負担させたと聞き及んでおります。これはルミエールが進出する前に、私が本社に連絡をし、関係者から進捗状況を入手しておりました。そこである程度のことを調べてのことです。

町会議員の時からルミエール出店の際、地権者と争ってきました。水巻町の土地処分に町職員ではなく、なぜあなたに関わっていたのか。ルミエールの敷地内にあった町有地の売却において、測量はどこが行ない、不動産仲介に携わった方などを示し、さんふらわあの時代から袋小路や里道は存在しないのに、どうして町有地が売却に至ったのか。その経緯についてお尋ねします。

次に、水巻中学校前の交差点に、信号機そばの酒屋さんから古賀公民館前の信号までの道路についてお尋ねします。

古賀区の信号の角地の家の道路幅と、2軒目からの道路幅が違うのはどうしてなのか。そして2軒目の家は、広い敷地に道路または歩道が1メートルかかっただけで、既存の家に何の支障もない中で近くに新築移転し、高額な町費が投入されました。長い間、既存の家が残っていましたが、今は売りに出されている状況です。

しかし、信号機のある角地の方だけがいつまでも残されたままですが、地元でもあり、いちばんよく知っていると思いますので、その道路拡幅及び用地取得等に携わった測量業者及び不動産仲介業者等を示し、多くの方の通行を妨げている角地を残したままの歩道のあり方として、なぜこのようになっているのか、最終的にはどうなるのか、詳細な説明をお聞かせください。

次に、ボタ山跡地隣接の町有地についてお尋ねします。被害届を出せと言い続けてきたあなたは、町有地約25平方メートルの差異で境界確定を行なおうとしていますが、その後どうなったのかお聞かせください。決着がついたのであれば、その内容をお聞かせください。そして、何故その後の進捗状況を議会に報告しないのか、その理由をお聞かせください。

あなたは、かつて8千800平方メートルが侵奪されていると言い続けて来ましたが、当時、私の時は約30平方メートルの報告でした。あなたに替わって、差異は約25平方メートルだったと担当課長の報告です。約30平方メートルから25平方メートルの、どちらが正しいのか、明らかにしてください。

どちらにしても、これであなたの主張にくい違いがはっきりしたわけですから、これまで職員をはじめ、議会関係者や町民に多大な迷惑をかけてきたこととなります。それは警察の新聞発表によって、あなたは知ったと言われておりますが、これまでも私が申し上げているように、あなたが告発するにあたり、警察と町議数名を集め、廊下には新聞記者を待機させて謀議をはかり、相手を貶めるために告発に及んだと、はっきり確認ができていながら言っているのです。いつまでも不毛な討論を続けることは得策ではありません。あなたの発言の誤りと、議

会や町民、そして関係者を欺いてきた行為について改めて振り返り、その責任をどのように果たされるのかお聞かせください。

また、これまで何度も求めてきました、ボタ山跡地隣接の町有地の造成における真相究明も、また同じように、美浦町政になって未だ果たされておりません。今後どのように取り組まれるのか、お伺いします。

最後に職員のコンプライアンスについてお尋ねします。町有地の管理における問題といい、前回、私宛の信書を開封しておきながら、町長はじめ職員の意識の低さに大変驚かされました。町長時代には、当時、美浦町議から、職員とともに私の仕事を邪魔されてきましたので、そのような方がリーダーである以上、この先何が起こるかわかりません。町長の姿勢を正すぐらいの気持ちを持って、職員間で徹底されるよう要望いたします。そこで、今後コンプライアンスをどう徹底させていくのか、お伺いいたします。以上です。

### 議 長（白石雄二）

町長。

### 町 長（美浦喜明）

はじめに、町長自宅の放火事件について、のご質問にお答えします。

被害届は出されたのですか、放火の疑いについて、今現在も捜査は行われておりますか、とのお尋ねですが、この事件につきましては、今から3年半前の、私が町長に就任する以前の事件で、町議会議員時代の事であり、また、私個人の事であります。そのため、行政運営などとは大きくかけ離れたご質問であり、質問の趣旨がまったく理解できず、町長として答弁することは控えなければならないと考えます。

しかしながら、町民の方からその後どうなったのか心配していただいているとのことですので、報道された事実などについて、私の記憶に残る範囲でご説明させていただきます。

平成25年5月17日のおそらく午前3時過ぎだったと思いますが、自宅の縁側の一部が燃えました。当時、私は就寝中でしたが、大きな物音で異変に気づいた近隣の方からの知らせで目覚め、すぐに外に出て、その方と一緒に火を消し止め、幸い延焼することはありませんでした。

鎮火後、遠賀郡消防署の現場検証により、油性の成分が検出されたため、原因は放火と判断され、同時に折尾警察署による放火事件としての捜査が開始されました。私が折尾警察署から事情を聞かれた際には、就寝中で、とっさに消火作業を行なったこと、家に火をつけられるようなことは身に覚えもないことなどをお話しいたしました。

お尋ねの中に、「町長になろうとすると命さえ脅かされるとなると、事は重大である」とありますが、被害当時はまだ、町長への立候補を正式には発表しておりません。その後、同年9月に正式に町長選挙に出馬表明し、多くの町民の皆さまのご支援により、当選を果たすことが出来ました。議員はこの一件と町長選挙を関連付けたかのような質問をされていますが、私自身、事件と町長選への出馬との因果関係はなかったものと信じています。

また、事件について、現在も捜査が行われているかどうかなどの進捗状況につきましては、

警察内の捜査情報ですので知ることはできませんが、犯人逮捕及び真相解明に向けて、警察からの捜査に対する協力依頼があれば、当然のことながら協力したいと思っています。

当時、私を知る住民の皆さまから、非常に多くのお見舞いの言葉をいただき、大変勇気づけられたことは、今でもしっかりと記憶しております。

もし今回の事件が、言論の自由、政治活動の自由を暴力や脅しによって封じようとするものであれば、断じて許されない行為であり、私自身、脅しには決して屈しないという決意を持っております。

また、町民の皆さまの生活が不当に脅かされることがないように、私の公約の1つである、「安全・安心のまちづくり」を水巻町の先頭に立って、警察をはじめとした関係機関との連携をさらに深め、着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、町有地の売買及び適切な管理について、のご質問にお答えします。

1点目の、ルミエール進出に伴う町有地の売却の経緯について、のお尋ねですが、お尋ねの土地は、近藤議員が以前からご質問されている、水巻町立屋敷1丁目5091番1、5092番、6056番1のこととしてお答えします。

本件土地売却に関する主な経緯については、今年2月に本町の勝訴が確定したのち、近藤議員が所属しております、町議会総務財政委員会において経緯を報告させていただいた上で、平成28年4月10日号の広報みずまきに、住民監査請求から判決に至るまでの経過と、判決内容について掲載しました。

また、先の平成28年6月議会の一般質問でも近藤議員から質問があり、お答えをしたところですが、再度、経緯についてお尋ねですので、改めて説明いたします。

本件売買は、本件土地の隣接地を所有している買受人個人より、町財産買受願が平成20年4月に町に提出され、水巻町普通財産売払要綱の規定に基づき不動産鑑定評価書の価格を基準とし、売買価格の決定を行ない、買受人個人に売却を行なったものであります。

本件売買にあたり、買受人個人より提出された買受願には、本件土地の隣接地所有者全員の実印及び印鑑登録証明書付きの直筆で署名された、町有地払い下げに対する承諾書が添付されています。

このことから、隣接地権者の同意はあったものと考えております。

土地の境界については、当時、現在のルミエール水巻店の出店が計画されていたため、本件土地を含む開発計画地に対する土地境界査定が開発事業者側からなされており、本件土地は町と隣接者の同意のもとに境界の確定を行なっております。

このように、本件売買は買受人個人からの買受願となっており、この売買において町が仲介を依頼した仲介業者はおらず、また土地境界査定においても開発事業者側からなされたものであり、町が発注をした業者ではありません。

さらに当時、本件土地は公衆用道路の地目となっており、買受人の土地は本件土地を経て公道へ接していました。そのため、本件土地を第3者へ売却すると、買受人の土地が袋地となり公道への接道が無くなる状況でもありました。

これらのことから、本件売買は水巻町普通財産売払要綱第23条に規定された随意契約を行なえる要件を備えていると判断し、平成20年12月に随意契約による売却を行なっております。

それから5年6か月ほど経った平成26年6月24日に、町有地の払い下げを承諾していた隣接地権者のおひとりが、本件土地が随意契約で売却されることを知らなかったとして住民監査請求を起こされております。請求内容は、町有地の売買契約の違法性及び損害賠償請求でした。

監査委員が監査を行なったところ、「売買は、水巻町普通財産売却要綱に基づき行われたもので、これによると、普通財産を随意契約により売り払う場合、隣接土地所有者及び利害関係者の同意書などの添付書類が必要とされている。調査の結果、隣接土地所有者及び利害関係者の同意書には、請求人本人の署名、捺印のあるものの存在が確認され、土地売買契約が行なわれることを知ることができたと確認される。よって、立屋敷1丁目の町有地売買契約に関する監査請求は、正当な理由がなく、監査請求期間である1年を徒過しており不適法である。」として、平成26年7月9日に却下されました。

その後、住民監査請求を行なった請求人が、監査結果に不服があるとして、平成26年8月7日に損害賠償命令請求住民訴訟事件を提起していましたが、平成27年8月28日に福岡地方裁判所において、同意書の署名及び実印は本人のものであるとの趣旨の判決が出て、却下されました。

その後、請求人が控訴していましたが、平成28年2月10日に福岡高等裁判所にて控訴棄却という控訴審判決が出て、同年2月27日に本町の勝訴が確定して終結しております。

以上が、本件売買に関する経緯であり、これらのことから、町有地の売却については、適正に行われているものと考えております。

次に2点目の、水巻中学校前の信号交差点から古賀公民館前までの道路幅の違いについて、のお尋ねですが、ご質問の箇所は、水巻都市計画道路和田・網掛線のうち古賀公民館前の交差点付近の歩道が一部狭くなっている箇所のこととしてお答えします。

この和田・網掛線については、水巻中学校前交差点から古賀公民館前交差点を通過して猪熊方面へ伸びていた和田・三ツ頭線を、平成8年度に、水巻中学校前交差点から遠賀川の土手までまっすぐに西に伸びた和田・網掛線と、古賀公民館前交差点から猪熊方面へ伸びた牛太郎・三反間線に変更して造られたものです。

この水巻都市計画道路和田・網掛線約890メートルのうち、水巻中学校前交差点から古賀公民館前までの507メートルについて、平成9年度に幅員17メートルから18メートル、うち車道が9メートルから10メートル、歩道はそれぞれ4メートルの道路として事業の認可を受け、平成13年度事業完了に向け、整備を進めておりましたが、用地交渉難航のため、途中で事業期間の変更申請を行ない、平成15年度まで事業を延長しております。道路改良工事につきましては、平成14年度に行ない、平成15年2月17日に供用開始しております。

なお、用地買収につきましては、不動産仲介業者に仲介業務を発注することはありません。

また、測量設計業務につきましては、事業自体が広範囲で長期間に及ぶことから、計画策定のための測量設計や詳細設計、関連した歩道橋の測量設計など、複数の設計コンサルティング業者へ発注をしております。

ご質問の歩道の場所については、平成9年6月から土地所有者と町が用地買収協議を行なっておりますが、最終的には事業期間中の合意には至らず、当時の執行部の判断で買収を断念し、現在の道路形状となったものです。

次に3点目の、ボタ山跡地隣接の町有地について、のご質問にお答えします。

美浦町長が町会議員のときに行なってきた数々の所業において、被害届を出せと言いつけてきた貴殿は、町有地約25平方メートルの差異で境界確定を行なおうとしていますが、その後、どうなったのか、決着が付いたのであれば、その内容をお聞かせください、とのお尋ねですが、進捗状況については既に、議会への報告を行なっておりますが、その後、改めて報告するような経過はございません。

現段階は、本町が主張する、警察が復元した境界において、境界杭を設置することに合意するという旨で協議書を交わし、相手方が使用したい部分のおよそ25平方メートルを売買することで合意に至っております。そして、その部分の測量分筆作業を行ない、分筆部分の登記もすでに完了いたしました。現在、相手方に売買契約の締結に向けた書類の提出を依頼しており、契約が整い次第、速やかに登記移転ができるように進めております。報告については、契約と登記移転が完了しましたら、改めて報告させていただきたいと考えています。

次に、貴殿は8千800平方メートルが侵奪されていると言いつけて来ましたが、当時は約30平方メートルの報告でした。貴殿に替わって差異は約25平方メートルだったと担当課長の報告です。約30平方メートルと約25平方メートルのどちらが正しいのか、明らかにしてください、とのお尋ねですが、まず、8千800平方メートルという面積は、平成23年5月27日の西日本新聞夕刊に、福岡県警が現地を測量したところ、約8千800平方メートルが町有地であると判明したとの報道発表によるもので、私が発表したものではありません。

次に、約30平方メートルと約25平方メートルはどちらが正しいのか、とのお尋ねですが、約30平方メートルの面積とは、当初、本町の主張する、警察が測量し復元した境界ラインと、相手方が測量し、主張する境界ラインの差異面積の合計です。この算出根拠となるのは、本町の委託した測量会社の計測によるもので、近藤前町長時代に報告されたものです。

また、約25平方メートルの面積とは、これは本町と開発者との間で売買する面積になります。つまり、当初、双方が主張する境界ラインで、約30平方メートルの面積の違いがありましたが、相手方は、町が主張する境界ラインを認めましたので、そのうちの相手方が必要であると主張した約25平方メートルについて、売買契約を結ぶものです。

次に、どちらにしてもこれで貴殿の主張に違いがはっきりしたわけですから、これまで職員を始め議会関係者や、町民に多大な迷惑をかけてきたことになります。貴殿の発言の誤りで行なってきた行為について、その責任はどのように果たされますか、とのお尋ねですが、当時、町有地への被害届が必要な状況でしたが、警察の家宅捜査以降、議会でも問題にいたしましたので、近藤前町長時代に境界に木杭が打たれ、許可なく町有地を利用されているような状況はなくなりました。当初の私の主張とは状況が変わりましたので、町長就任後、相手方との最終的な境界確定に向けた協議を行なったものです。

私の発言が、職員を始め議会関係者や町民の皆さまに、多大な迷惑をおかけしたことはなく、内容に誤りもなかったと確信しております。

最後に、これまで何度も求めてきた「ボタ山跡地隣接の町有地」の造成における真相究明は美浦町政になって未だ果たされておりません。今後どのように取り組まれるのか、とのお尋ねですが、私が町長になり、このことを引き継いでおりますが、振り返れば、この問題は近藤前

町長時代に早期解決が出来ていたものではないかと、今でも考えています。

まず、この問題が最初に議会に取り上げられましたのは、平成22年11月2日の文厚産建委員会でした。内容は、平成22年10月20日に福岡県警による本町への家宅捜査が行われ、マスコミ、新聞等で大きく報道されたことで、ボタ山開発問題についての執行部からの説明がありました。

当時の議事録には、委員の方から「町長、行政の方はこの件について1回も議会に報告がありませんでした。今までの経過をお聞きしたい。」という発言があり、これに対して執行部を代表して、近藤前町長が以下のようにお答えになっています。

「今回の事件については、非常に驚きを隠せません。前政権で許可を出されたことが今回、捜査が入って一連の経過については、現地、過去の調査は行なっておりません。境界の確認に当然担当課が出向いて、当事者同士で立会の上、確認をされていると思います。」また、「新聞を見て、私は今回驚いたわけですから、捜査当局が入ってきたのも寝耳に水だということで、こういった問題が残っていますよという事であれば、当然私も報告ができたというふうに思います。」と発言されています。

しかし、私が町長就任後に確認した、県警から返却された押収資料には、それまでの経緯や今後の対応策などを協議した議事録が詳細に残されており、近藤前町長の委員会での発言に違いが見つかりました。

この問題は、平成21年2月6日に吉田南5丁目90番の一部983平方メートルを造成協力したことから始まり、平成22年10月20日の福岡県警による本町の家宅捜査が行われたものです。近藤議員が町長に就任されたのは平成21年11月、そして家宅捜査は、約1年後の平成22年10月であり、押収資料の中には、この1年間の間に沢山の協議が行なわれていたという事跡が残っていました。

まず、現地の確認については、近藤議員が町長に就任し、約半年後の平成22年6月4日に造成が完了したあと、担当課と開発者において現地確認が行われていました。

現地立会にて開発者の工作物が町有地にはみ出して設置されていたので、後日、町の顧問弁護士に相談し、今後の対応策が弁護士より教示されました。

その内容は、原状回復の期限を切って、内容証明郵便にて警告書を送付し、期限までに町有地を原状回復しないときは、速やかに不動産侵奪罪で告訴すること。また、町有地を取り戻すための裁判を提訴することもできるというものでした。

そして、この現地の状況と対応策は、平成22年7月20日に近藤前町長に報告されています。

これを受け、近藤前町長から関係各課長に対しての指示は、「相手方の弁明も聞かないで、いきなり警告書を送りつけるのではなく、相手側にも反論を認めるべきではないか。また100パーセント認めませんということは出来ない。今後は相手が協議に応じる考えがあるかどうか、相手の出方を確認したい。円満に解決する方法もあるのではないのか。警告書の文中に、善処を求める旨の文言を入れて、相手の態度次第で今後の対応を考えたい。」という内容でした。

警告書は、7月22日に相手方に送られています。これに対し、7月29日に相手方からの回答があり、その内容は、はみ出ている構造物を撤去することなく、寄付したいというものでした。

その後、8月19日に本町から相手方に、町有地内の工作物及び樹木の寄付の申し出はお受け

できません、との回答をしていますが、このような経過については、次の9月議会にも報告は行われていません。

また、10月6日に再度、町有地返還に関する対応策を、町長を含む執行部で協議しており、この協議内容として、近藤前町長から「相手との交渉は私と開発者と産業建設課長で進めますが、産業建設課長が病欠から復帰してから日程の調整をします。」との発言がありました。

そこで、関係課長から、「不動産侵奪罪での訴えはどうしますか。」と尋ねられ、近藤前町長は、「不動産侵奪で相手を告訴すれば、前産業建設課長をはじめ、関係者全員の責任を問わなければいけないが、それでいいのか。」との発言があり、「前産業建設課長は、それでも構いません、との確認を得ています。」と関係課長は答えています。

さらに、近藤前町長は、「せっかく異動先で落ち着いているのに、あなたたちは彼の責任を問題にするのですか。」と反論されています。

次に関係課長の「町長は、相手に悪意があったと考えていますか。」との問いかけに、近藤前町長は、「過失はあったが悪意はないと考えている。」と答えられています。

また、関係課長からの「課長会議に現状報告しては」との問いかけに、「課長会議に諮れば議会に情報が伝わるので開かない。」と答えられ、最後に「私たちは公務員の良心に照らして進言しています。刑事訴訟法第239条の規定に抵触する恐れもあり、罪に問われます。」との関係課長の発言に対し、「あなた達の意見は聞きました。決めるのは私です。協議をしてその後に課長会議に報告すればいい。」と言われており、その後、このようなやり取りが何度も繰り返されていたようです。

また、押収資料のほかにも、文厚産建委員会への提出資料を確認しても、前町長及び執行部、さらには顧問弁護士とも、度々協議を行っていたようです。

これまでの経緯と平成22年11月22日の文厚産建委員会での発言を照らし合わせると、家宅搜索の随分前からこの問題について知っていながら、議会をはじめ、課長会議にも報告せず、「寝耳に水であった。」と発言されたことをどのように理解すればいいのでしょうか。

幹部職員から事あるごとに「政策会議を開催し、広く多くの意見を聞くべきではないか。」、「課長会議に報告し、全職員に知らせることが必要ではないか。」、「9月議会へも行政報告すべきではないか。」など、再三の打診があったにも関わらず、最終的な判断が近藤前町長に委ねられ、報告を先延ばしし続けた結果、協議の途中で家宅搜索が入り、町政の混乱を招く事態に陥りました。

私が町長に就任してからは、行政運営に係る情報については、出来るかぎり公開しております。この問題の解決について、非常に長い時間がかかりましたが、先に答弁したとおり、相手方との売買契約及び移転登記が完了しましたら、改めてご報告したいと考えています。

最後に4点目の、今後のコンプライアンスをどう徹底させていくのか、のご質問にお答えします。

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と捉えられておりますが、私は法令だけにとどまらず、「決められた時間や期日を守る」ことのほか、「会議や式典などを無断で欠席しない」といった、当然の社会規範のほか、マナーまで含めて遵守するものと理解しております。

公務員である以上、その職務について法令等を遵守することは当然のことであり、町民の期

待に応え、信頼を何よりも大切にしなければならない立場でありますので、社会的規範の遵守も重要であると考えております。

コンプライアンス意識の向上及び徹底のための取り組みとして、特定業務に伴う研修などのほか、全職員に対して課長会議などを通し、「綱紀の粛正について」として年に数回は周知徹底を行なっています。直近では12月5日に開催しました定例課長会議においても、町長名で全職員に対し、通知を行なったところです。

内容といたしましては、1点目に、職務上利害関係のある人との接触については、会食、贈答、金銭の貸し借り、遊戯、その他、町民の疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。

2点目に、年末年始においては、飲酒の機会も多くなるので、飲酒運転は、法に違反するばかりでなく、人命に関わる危険な行為になるため、本町の懲戒処分に関する基準では「免職または停職」となっていること。その際、飲酒運転をしなくても、「飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員、飲酒運転であることを知りながら同乗した職員」も同様の処分とすること、などです。

また、11月には、「著作物複写利用に伴う職員研修会」を開催いたしました。これは著作権法に沿って、著作物の権利保護と業務での活用について学ぶもので、本町は公益社団法人日本複製権センターと著作物を複写利用するための契約を締結していることから、同センターより講師を招き、著作物の業務利用に関する研修会を開催し、著作物を利用する場合の注意点や利用可能範囲等について確認したところです。

このように特定業務ごとの専門的な研修においても、実務と連動したコンプライアンスに関する留意事項の確認を行なっています。

しかし、研修ももちろん大切ですが、やはり日々の業務を通して、職員一人ひとりが、「町民の信頼を損なうと行為を行っていないか」「社会規範やルールを遵守しているか」「法令には定められていないが、町民のためになるのか」といった事を常に意識することが重要であると考えており、そのためには各部署において、上司による指導や、同僚によるアドバイスなどが頻繁に行なわれている組織づくりが必要と言えます。そのため、法令や社会規範、ルール、マナーといった広い意味でのコンプライアンスに対する健全な感覚を持つ職員を育てていくことが大切であると考えております。

そのためには、私を含めた職員相互が忌憚なく意見し合い、協議し合える環境を整え、1人ひとりが自信と誇りを持って働ける職場を目指すことだと考えており、まず、組織のトップである私が率先垂範し、コンプライアンスに対し徹底した自己管理を行ない、その姿勢を職員に示していくことこそが重要なことだと考えております。以上です。

## 議 長（白石雄二）

本日の一般質問を終わります。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 00 時 08 分 散会